

令和3年5月11日

0歳児から2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部  
幼児保育課長 中川 景司

「家庭保育の協力要請」に基づきお休みした場合の  
基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて（**実施期間を延長しました**）

日頃から文京区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和3年4月27日付の通知文にて、令和3年4月の緊急事態宣言発令に伴う「家庭保育の協力要請」期間中に、区からのお願いに基づき自主的にお休み（以下、「自主休園」という。）いただいた場合は、基本保育料の日割り還付を実施することについて、お知らせしたところです。

この度、緊急事態宣言期間の延長に伴い、基本保育料の日割り還付の実施期間も延長することとしました。

なお、すでに手続き済みの方については、改めてのお手続きは不要です。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対象期間

令和3年4月26日（月）から令和3年5月31日（月）まで

※「家庭保育の協力要請」期間を延長する場合は、還付の対象期間も延長となります。

2 対象施設・事業

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業（地域枠）
- (6) 定期利用保育事業
- (7) 春日臨時保育所
- (8) グループ保育室こうらく

3 対象者

上記2の対象施設・事業を利用する0～2歳児クラスの保護者（文京区民に限る）

4 基本保育料の取扱いについて

「家庭保育の協力要請」（令和3年4月23日付文書）に基づき自主休園を行った場合は、保護者の方へ以下の計算式に基づき算出した金額を還金（返金）します。

**【還付（返金）額＝ご自身の基本保育料×自主休園した日数（※）÷25日（10円未満切捨て）】**

※ 用事や当日の風邪等、あらかじめ園に示していなかったお休みは、日数に含めることは出来ません。

- ※ 還付の算定日に含むことができるのは、保育の必要性が認められている日のみです。  
(土曜日を還付の算定日に含むことができるのは、土曜日に保育の必要性が認められている方のみとなります。)
- ※ 慣れ保育で登園した場合は、登園の実績があるため、自主休園には当たりません。

5 還付にあたってのお手続きについて

(1) 提出書類

**還付請求書（令和3年度分）**

※ 区ホームページからダウンロードのご協力をお願いいたします。

URL : <https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html>

※ 令和2年度中に対象のお子さまにつき、一度でもご提出いただいた方については、新たにご提出の必要はありません。(振込先口座を変更する場合には、ご提出が必要です。)

(2) 提出期限

令和3年5月31日(月)

(3) 提出先

※ 区へ直接提出(郵送可)

**〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21**

**文京区幼児保育課入園相談係（文京シビックセンター12階）**

6 振込予定

令和3年8月中旬を予定しております。

※変更となる場合があります。

7 その他

(1) 還付(返金)額は、基本保育料の日割り額となります。

(2) **基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。**対象期間終了後、文京区において休園状況を園に確認し、指定の口座へお振込みいたします。

(3) 新型コロナウイルス感染症の発生等により保育園が完全に臨時休園となった場合は休園期間を日割還付の対象とします。

(4) 罹患者及び濃厚接触者となった園児の休園についても日割還付の対象とします。

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、「休園届」の提出は不要です。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、2か月の休園期間上限は適用いたしません。)

(6) 本対応は新型コロナウイルス感染症の状況等により期間が変更となる場合があります。

8 問い合わせ先

幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190